

令和3年（2021年）3月19日

各町内会長・自治会長 様

市民部地域コミュニティ支援課長

緊急事態宣言解除後の町内会・自治会の定例会・総会等の開催方法
及び町内会館の利用について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、緊急事態宣言が3月21日（日）をもって解除となります。宣言発令中の対応については、1月12日付の通知によりご協力をお願いしてきたところですが、解除後につきましても、下記のとおり対応いただけますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続きご協力の程よろしくようお願いいたします。

1 基本的な感染防止対策

- ・手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・人と人の間隔を十分にとる。
- ・マスクの着用を徹底する。（ただし、マスクをすることが困難な場合は、換気や人と人の間隔を確保して適宜マスクを外すなどしてください。）
- ・体調確認を行い、発熱がある方や体調がすぐれない方は参加を控える。

2 会合等（総会・各種会合等）

- ・地域のご事情により判断していただき、直接集まって開催する場合は、書面会議や委任の手段を活用し、最小限の人数で開催するなどの対策をお願いします。
- ・書面総会の場合は、3月5日付けの通知をご参照ください。

3 会館の利用について

- ・利用する際は、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・こまめに換気をしてください。（30分に1回以上、窓やドアを数分程度開ける、換気扇を回すなどして換気をする。）
- ・会場内での会食等はできるだけおやめください。やむを得ない場合は、食事での会話を避け、食事以外の時のマスク着用をお願いします。

（事務担当は、横須賀市 地域コミュニティ支援課 若山 電話 822-9510）